

付録第二(第五条関係)

$$B = \sum_{i=0}^m b_i \frac{1}{(1+r)^i}$$

Bは、電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額

b_iは、法第十一条第一項の規定による許可又は法第十二条第一項の規定による許可(占用することができる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しくは数量の変更又は電線共同溝を占用することができる期間の延長に係るものに限る。以下同じ。)を受けた者が当該許可に係る電線を当該電線共同溝の存する道路の地下に自ら設置する必要がなくなることにより、当該許可を受けた日の属する年度以降その占用することができる期間内のi年目の年度において支出を免れることとなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額(当該電線共同溝を占有することにより当該許可を受けた者ごとに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除した額)

mは、法第十一条第一項の規定による許可又は法第十二条第一項の規定による許可を受けた日から当該電線共同溝の耐用年数の期間の末日の属する年度における応当日までの年数

rは、国土交通大臣が定める年利率